

ETCコーポレートカード発見届

関東運送事業協同組合
理 事 長 殿

紛失カードを発見した場合に提出して下さい

発見届提出後、カードは
すぐに使用できません。
使用許可が出るまで
お待ち下さい。

提出日	2020年〇月〇日
組合員番号	〇〇〇〇〇
住所	東京都〇〇区〇〇町〇-〇
名称	〇〇〇運送株式会社
代表者名	〇〇 〇〇〇
電話	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

紛失届を提出したETCコーポレートカードを発見しましたので、ETCカード利用規程第15条第3項に基づき下記のとおり発見届を提出致します。

記

発見年月日	2020年 〇月 〇日
-------	-------------

紛失年月日	2020年 〇月 〇日
-------	-------------

発見したETCコーポレートカードの枚数	1枚
---------------------	----

発見したETCコーポレートカードの番号 ※番号に-を入れて下さい【例 113392-0003-12345-0】	備 考
113392-0003-12345-0	

【注意事項】

発見届を提出後、NEXCO(中日本)からカード使用許可が出るまでカードの使用はできません。
使用開始日は本部または地方指導部よりご連絡致します。
連絡前に使用すると、紛失・盗難カードの使用と見なされる場合がありますETCゲートのバーが開きません。
※但し、紛失・盗難で再発行申込後カードを発見した場合は、そのETCコーポレートカードは使用できません。
返却届(様式6)を添えて見つかったカードと一緒に地方指導部へ返却して下さい。

※ 使用開始日は、本部又は地方指導部より連絡します。それまでは絶対に使用しないで下さい。